

消費税法基本通達新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>(新規開業等した場合の納税義務の免除)</p> <p>1 - 4 - 6 法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が3,000万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者(法第10条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。)又は新たに設立された法人(法第11条第3項若しくは第4項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、<u>第12条第1項若しくは第2項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》</u>又は第12条の2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人を除く。)のように、当該課税期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除されることに留意する。</p> <p>(注) 個人事業者のいわゆる法人成りにより新たに設立された法人であっても、当該個人事業者の基準期間における課税売上高は、当該法人の基準期間における課税売上高とはならないのであるから留意する。</p> <p>(相続があった場合の課税事業者選択届出書の効力等)</p> <p>1 - 4 - 12 (省略)</p> <p>(1) 被相続人が提出した課税事業者選択届出書の効力は、相続により当該被相続人の事業を承継した相続人には<u>及ばない。したがって、</u>当該相続人が<u>法第9条第4項</u>の規定の適用を</p>	<p>(新規開業等した場合の納税義務の免除)</p> <p>1 - 4 - 6 法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が3,000万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者(法第10条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。)又は新たに設立された法人(法第11条第3項若しくは第4項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、<u>第12条第1項、第2項若しくは第4項《分割があった場合の納税義務の免除の特例》</u>又は第12条の2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人を除く。)のように、当該課税期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除されることに留意する。</p> <p>(注) 個人事業者のいわゆる法人成りにより新たに設立された法人であっても、当該個人事業者の基準期間における課税売上高は、当該法人の基準期間における課税売上高とはならないのであるから留意する。</p> <p>(相続があった場合の課税事業者選択届出書の効力等)</p> <p>1 - 4 - 12 (同左)</p> <p>(1) 被相続人が提出した課税事業者選択届出書の効力は、相続により当該被相続人の事業を承継した相続人には<u>及ばないから、</u>当該相続人が<u>同項</u>の規定の適用を受けようとするとき</p>

改 正 後	改 正 前
<p>受けようとするときは、新たに課税事業者選択届出書を提出しなければならない。</p> <p>(2) 事業を営んでいない相続人が相続により被相続人の事業を承継した場合又は個人事業者である相続人が相続により法第9条第4項の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合において、当該相続人が相続があった日の属する課税期間中に課税事業者選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第20条第1号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第2号《<u>相続があった日の属する課税期間</u>》に規定する課税期間に該当する。</p> <p>(合併があった場合の課税事業者選択届出書の効力等)</p> <p>1 - 4 - 13 (省 略)</p> <p>(1) 被合併法人が提出した課税事業者選択届出書の効力は、法第11条第1項《吸収合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第3項《新設合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する合併により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には<u>及ばない</u>。<u>したがって、当該合併法人が法第9条第4項の規定の適用を受けようとするときは、新たに課税事業者選択届出書を提出しなければならない。</u></p> <p>(2) 法人が、合併(法第11条第3項に規定する合併をいう。)によりその事業を承継した場合又は合併(法第11条第1項に規定する合併をいう。)により法第9条第4項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合において、当該法人が合併があった日の</p>	<p>は、新たに課税事業者選択届出書を提出しなければならない。</p> <p>(2) 事業を営んでいない相続人が相続により被相続人の事業を承継した場合又は個人事業者である相続人が相続により法第9条第4項の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合において、当該相続人が相続があった日の属する課税期間中に課税事業者選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第20条第1号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第2号《<u>相続に係る課税期間</u>》に規定する課税期間に該当する。</p> <p><u>(注) 法第19条第1項第3号《課税期間の特例》及び第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用についても同様である。</u></p> <p>(合併があった場合の課税事業者選択届出書の効力等)</p> <p>1 - 4 - 13 (同 左)</p> <p>(1) 被合併法人が提出した課税事業者選択届出書の効力は、法第11条第1項《吸収合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第3項《新設合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する合併により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には<u>及ばないから、当該合併法人が同項の規定の適用を受けようとするときは、新たに課税事業者選択届出書を提出しなければならない。</u></p> <p>(2) 法人が、合併(法第11条第3項に規定する合併をいう。)によりその事業を承継した場合又は合併(法第11条第1項に規定する合併をいう。)により法第9条第4項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合において、当該法人が合併があった日の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>属する課税期間中に課税事業者選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第20条第1号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第3号《<u>合併があった日の属する課税期間</u>》に規定する課税期間に該当する。</p> <p><u>(分割があった場合の課税事業者選択届出書の効力等)</u></p> <p><u>1 - 4 - 13の2 分割があった場合における法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 分割法人が提出した課税事業者選択届出書の効力は、分割により当該分割法人の事業を承継した分割承継法人には及ばない。したがって、当該分割承継法人が法第9条第4項の規定の適用を受けようとするときは、新たに課税事業者選択届出書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(注) 法第12条第7項第2号又は第3号《分割等の意義》に該当する分割等により新設分割親法人の事業を引き継いだ新設分割子法人についても同様である。</u></p> <p><u>(2) 法人が、新設分割によりその事業を承継した場合又は吸収分割により法第9条第4項の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合において、当該法人が新設分割又は吸収分割があった日の属する課税期間中に課税事業者選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第20条第1号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第4号《<u>吸収分割があった日の属する課税期間</u>》に規定する課税期間に該当する。</u></p>	<p>属する課税期間中に課税事業者選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第20条第1号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第3号《<u>合併をした日の属する課税期間</u>》に規定する課税期間に該当する。</p> <p><u>(注) 法第19条第1項第4号《課税期間の特例》及び第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用についても同様である。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(合併があった場合の納税義務)</p> <p>1 - 5 - 6 (省 略)</p> <p>(1) 合併があった日の属する事業年度においては、<u>合併法人の基準期間における課税売上高又は各被合併法人の当該基準期間に対応する期間における課税売上高のうちいずれかが3,000万円を超える場合</u></p> <p>(注) 合併法人の基準期間における課税売上高が3,000万円以下であっても被合併法人の<u>当該基準期間に対応する期間における課税売上高が3,000万円を超える場合</u>には、当該合併法人の当該合併があった日から<u>当該合併があった日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等について納税義務が免除されない。</u></p> <p>(2) (省 略)</p> <p><u>(分割等があった場合の納税義務)</u></p> <p><u>1 - 5 - 6 の 2 法第12条第1項から第6項まで《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の趣旨は、次のとおりであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>分割等があった日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度</u></p> <p>イ <u>新設分割子法人の納税義務</u> <u>新設分割子法人の基準期間に対応する期間における各新設分割親法人の課税売上高のうちいずれかが3,000万円を超える場合は、納税義務が免除されない。</u></p> <p>ロ <u>新設分割親法人の納税義務</u> <u>新設分割親法人の基準期間における課税売上高によって判定する。</u></p> <p>(2) <u>分割等(新設分割親法人が一の場合に限る。)があった日の属する事業年度の翌々事業年度以後</u></p>	<p>(合併があった場合の納税義務)</p> <p>1 - 5 - 6 (同 左)</p> <p>(1) 合併があった日の属する事業年度においては、<u>合併法人又は各被合併法人の基準期間における課税売上高のうちいずれかが3,000万円を超える場合</u></p> <p>(注) 合併法人の基準期間における課税売上高が3,000万円以下であっても被合併法人の<u>基準期間における課税売上高が3,000万円を超える場合には、当該合併法人の当該合併があった日から当該合併事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等について納税義務が免除されない。</u></p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>イ 新設分割子法人の納税義務</u> <u>新設分割子法人が特定要件（法第12条第3項《特定要件の意義》に規定する特定要件をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、新設分割子法人の基準期間における課税売上高と当該新設分割子法人の基準期間に対応する期間における新設分割親法人の課税売上高との合計額が3,000万円を超える場合は、納税義務が免除されない。</u></p> <p><u>ロ 新設分割親法人の納税義務</u> <u>新設分割子法人が特定要件に該当し、かつ、新設分割親法人の基準期間における課税売上高と当該新設分割親法人の基準期間に対応する期間における新設分割子法人の課税売上高との合計額が3,000万円を超える場合は、納税義務が免除されない。</u></p> <p><u>(3) 吸収分割があった日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度</u></p> <p><u>イ 分割承継法人</u> <u>分割承継法人の基準期間における課税売上高又は当該分割承継法人の基準期間に対応する期間における各分割法人の課税売上高のうちいずれかが3,000万円を超える場合は、納税義務が免除されない。</u></p> <p><u>ロ 分割法人</u> <u>分割法人の基準期間における課税売上高によって判定する。</u></p> <p><u>(4) 吸収分割があった日の属する事業年度の翌々事業年度以後</u></p> <p><u>イ 分割承継法人</u> <u>分割承継法人の基準期間における課税売上高によって判定する。</u></p> <p><u>ロ 分割法人</u> <u>分割法人の基準期間における課税売上高によって判定する。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(合併があった日)</p> <p>1 - 5 - 7 <u>法第11条第1項又は第3項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「合併があった日」とは、合併契約書において合併期日として定めた日をいうものとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(分割等があった日)</p> <p>1 - 5 - 9 <u>法第12条第1項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「分割等があった日」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の日とする。</u></p> <p>(1) <u>当該分割等が法第12条第7項第1号《分割等の意義》に該当する場合 分割計画書において分割期日として定めた日</u></p> <p>(2) <u>当該分割等が法第12条第7項第2号《分割等の意義》に該当する場合 同条第1項に規定する新設分割子法人の設立の登記の日</u></p> <p>(3) <u>当該分割等が法第12条第7項第3号《分割等の意義》に該当する場合 同号の契約に基づく金銭以外の資産の譲渡が行われた日</u></p> <p>(吸収分割があった日)</p> <p>1 - 5 - 10 <u>法第12条第5項《吸収分割があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「吸収分割があった日」とは、分割契約書において</u></p>	<p>(合併があった日)</p> <p>1 - 5 - 7 <u>法第11条第1項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「合併があった日」とは、合併法人については合併契約において合併期日として定めた日をいうものとし、被合併法人については当該合併期日として定めた日の前日をいうものとする。</u></p> <p>(設立の日)</p> <p>1 - 5 - 8 <u>法第11条第3項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条第1項《分割があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「設立の日」は、設立の登記により成立する法人にあっては設立登記をした日、行政官庁の認可又は許可によって成立する法人にあってはその認可又は許可の日とする。</u></p> <p>(分割をした日)</p> <p>1 - 5 - 9 <u>法第12条第1項《分割があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「分割をした日」は、同項に規定する分割子法人の設立の日とする。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>分割期日として定めた日をいうものとする。</u></p> <p>(削 除)</p>	<p>(<u>現物出資に代えて金銭出資により設立した法人に資産を譲渡した場合の法第12条の適用関係</u>)</p> <p><u>1 - 5 - 11 法人が新たに法人を設立するため現物出資をすることに代えて金銭を出資し、その所有する金銭以外の資産をその新たに設立された法人(以下1 - 5 - 11において「子法人」という。)に対してその設立後に譲渡した場合において、その出資、当該資産の譲渡及び事業の引継ぎが、次のすべてに該当するときは、当該資産の譲渡、当該法人及び当該子法人をそれぞれ法第12条第1項《分割があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する分割、分割親法人(法第12条第1項《分割があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「分割親法人」をいう。以下1 - 5 - 14までにおいて同じ。)及び分割子法人(法第12条第1項《分割があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する「分割子法人」をいう。以下1 - 5 - 14までにおいて同じ。)として同条の規定を適用する。なお、この場合の同項に規定する「分割をした日」とは、1 - 5 - 9にかかわらず、当該資産の譲渡が行われた日をいうものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該法人が当該子法人の設立の時にける発行済株式の総数又は出資金額の全額を有すること。</u></p> <p>(2) <u>当該資産の譲渡がその出資の時にあってあらかじめ予定されていたものであり、かつ、当該子法人の設立後遅滞なく一時に行われること。</u></p> <p>(3) <u>当該子法人に事業の全部又は一部を引き継ぐこと。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(削 除)</p> <p>(株式等の所有割合に異動があった場合の適用関係)</p> <p>1 - 5 - 13 法第12条第1項《<u>分割等があった場合の納税義務の免除の特例</u>》に規定する<u>新設分割子法人</u>又は<u>新設分割親法人</u>のその課税期間について<u>同条第3項又は第4項《分割等があった場合の納税義務の免除の不適用》</u>の規定の適用があるかどうかを判定する場合において、<u>特定要件に該当するかどうかは、当該課税期間の基準期間の末日の現況による。</u>したがって、例えば、<u>新設分割親法人が新設分割子法人の株式を譲渡し、いったん特定要件に該当しないこととなった場合</u>であっても、その後再び株式を取得することにより、その課税期間の基準期間の末日において<u>特定要件に該当することとなった</u>ときは、<u>同条第3項又は第4項</u>の規定の適用があるのであるから留意する。</p>	<p>(<u>分割親法人の分割の翌事業年度の納税義務の判定</u>)</p> <p>1 - 5 - 12 <u>分割親法人の分割をした日の属する課税期間の翌課税期間について納税義務が免除されるかどうかは、分割親法人の当該翌課税期間の基準期間における課税売上高によって判定するのであるから留意する。</u></p> <p>(株式等の所有割合に異動があった場合の適用関係)</p> <p>1 - 5 - 13 法第12条第1項《<u>分割があった場合の納税義務の免除の特例</u>》に規定する<u>分割子法人</u>又は<u>分割親法人</u>のその課税期間について<u>同条第2項若しくは第4項又は第3項若しくは第5項《分割があった場合の納税義務の免除の不適用》</u>の規定の適用があるかどうかを判定する場合において、<u>同条第6項各号《特定要件の意義》</u>に規定する特定要件のすべてに該当するかどうかは、当該課税期間の基準期間の末日(当該分割が当該課税期間の開始の日の1年前の日の前日以後に行われた場合には、<u>当該課税期間の開始の日の前日</u>)の現況によるのであるから、例えば、<u>分割親法人が分割子法人の株式を譲渡し、いったん同項第1号《特定要件の意義》</u>に規定する株式所有の要件を欠くこととなった場合であっても、その後再び株式を取得することにより、その課税期間の基準期間の末日において<u>同号の要件を満たすこととなった</u>ときは、<u>同条第2項若しくは第4項又は第3項若しくは第5項</u>の規定の適用があるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(削 除)</p> <p>(法第11条又は第12条と第12条の2の適用関係) 1 - 5 - 17 合併又は<u>分割等</u>により設立された法人については、法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《<u>分割等があった場合の納税義務の免除の特例</u>》の規定が適用されない場合であっても、基準期間がない課税期間については、法第12条の2《基準期間がな</p>	<p><u>(分割子法人の事業が分割親法人の事業と同種のものであること)</u></p> <p>1 - 5 - 14 法第12条第6項第2号《<u>特定要件の意義</u>》に規定する「<u>事業の...相当部分が当該分割親法人の行う事業と同種のものであること</u>」とは、<u>分割親法人の行う事業の種類につき日本標準産業分類(総務庁)の中分類に掲げる分類を基準に判定し、かつ、分割子法人の基準期間における課税売上高(当該分割が、判定すべき事業年度開始の日の1年前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日までの間に行われた場合には、当該事業年度開始の日の前日の属する事業年度の課税売上高とする。)</u>のうち当該分割親法人の行う事業と同種の事業に係る当該分割子法人の基準期間中の課税売上高(当該分割が、判定すべき事業年度開始の日の1年前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日までの間に行われた場合には、当該事業年度開始の日の前日の属する事業年度の課税売上高とする。)<u>の占める割合がおおむね100分の50を超える場合をいうものとする。</u></p> <p><u>この場合において、その事業年度の開始の日の2年前の日の前日から当該事業年度の開始の日の前日までに課税売上高がないときは、当該事業年度の開始の日の前日における定款等の定めに基づいて、分割子法人の行う事業と分割親法人の行う事業の当該中分類が同種であるかどうかを判定するものとする。</u></p> <p>(法第11条又は第12条と第12条の2の適用関係) 1 - 5 - 17 合併又は<u>分割</u>により設立された法人については、法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《<u>分割があった場合の納税義務の免除の特例</u>》の規定が適用されない場合であっても、基準期間がない課税期間については、法第12条の2《基準期間がな</p>

改 正 後	改 正 前
<p>がない法人の納税義務の免除の特例》の規定により納税義務の有無を判定する必要があることに留意する。</p> <p>(新設法人の3年目以後の取扱い)</p> <p>1 - 5 - 18 法第12条の2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人であっても、基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(注) 当該法人が、合併又は<u>分割等</u>により設立された法人である場合には、基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、<u>法第9条第1項の規定によるほか法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》</u>の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(個人事業者の開業に係る課税期間の開始の日)</p> <p>3 - 1 - 1 個人が新たに事業を開始した場合における最初の課税期間の開始の日は、その事業を開始した日がいつであるかにかかわらず、その年の1月1日となることに留意する。</p>	<p>い法人の納税義務の免除の特例》の規定により納税義務の有無を判定する必要があることに留意する。</p> <p>(新設法人の3年目以後の取扱い)</p> <p>1 - 5 - 18 法第12条の2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人であっても、基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(注) 当該法人が、合併又は<u>分割</u>により設立された法人である場合には、基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条<u>《分割があった場合の納税義務の免除の特例》</u>の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(個人事業者の開業に係る課税期間の開始の日)</p> <p>3 - 1 - 1 個人が新たに事業を開始した場合における最初の課税期間の開始の日は、その事業を開始した日がいつであるかにかかわらず、その年の1月1日となることに留意する。</p> <p>(注) <u>法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》</u>の規定により消費税を納める義務が免除される個人事業者が、<u>法第10条第1項《相続があった場合の納税義務の免除の特例》</u>の規定により、その課税期間の中途において<u>法第9条第1項本文の規定の適用を受けないこととなった場合には、その適用を受けないこととなった日か</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(新たに設立された法人の最初の課税期間開始の日)</u></p> <p>3 - 2 - 1 <u>新たに設立された法人の最初の課税期間開始の日は、法人の設立形態等に応じ、それぞれ次の日となることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>設立の登記により成立する法人 ((3)及び(4)の場合を除く。)</u> <u>設立の登記をした日</u></p> <p>(2) <u>行政官庁の認可又は許可によって成立する法人</u> <u>その認可又は許可の日</u></p> <p>(3) <u>合併により設立された法人</u> <u>合併契約書において合併期日として定めた日</u></p> <p>(4) <u>分割により設立された法人</u> <u>分割計画書において分割期日として定めた日</u></p> <p>(課税期間の特例適用法人等が解散した場合の課税期間)</p> <p>3 - 2 - 3 法第19条第1項第4号《課税期間の特例》の規定の適用を受けている法第2条第7号又は第9号《協同組合等の意義》に規定する協同組合等又は普通法人が課税期間の中途において解散した場合には、当該解散した協同組合等又は普通法人の課税期間の末日は解散の日</p>	<p><u>ら同日の属する課税期間の末日までの期間を一の課税期間とみなして、法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》及び第32条《仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定を適用することとなるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(法人の設立後最初の課税期間の開始の日)</u></p> <p>3 - 2 - 1 <u>法人の設立後の最初の課税期間の開始の日は、法人の設立の日となることに留意する。</u></p> <p>(注) <u>法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される法人が、法第11条第1項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》の規定により、その課税期間の中途において法第9条第1項本文の規定の適用を受けないこととなった場合には、その適用を受けないこととなった日から同日の属する課税期間の末日までの期間を一の課税期間とみなして、法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》及び第32条《仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定を適用することとなるのであるから留意する。</u></p> <p>(課税期間の特例適用法人等が解散した場合の課税期間)</p> <p>3 - 2 - 3 法第19条第1項第4号《課税期間の特例》の規定の適用を受けている法第2条第7号又は第9号《協同組合等の意義》に規定する協同組合等又は普通法人が課税期間の中途において解散した場合には、当該解散した協同組合等又は普通法人の課税期間の末日は解散の日</p>

改 正 後	改 正 前
<p>となることに留意する。この場合において、当該課税期間の翌課税期間は、同法第14条第1号《解散の場合のみなし事業年度》に規定する解散の日の翌日からその事業年度の末日（同日までに残余財産が確定した場合は、その確定した日）までの期間となり、その期間が3月を超える場合は3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間）となる。</p> <p>(注) 1 内国法人である協同組合等若しくは普通法人が法第14条第5号《継続》に掲げる場合又は外国法人が同条第6号若しくは第7号《みなし事業年度》に掲げる場合に該当し、当該各号に掲げる期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなされた場合においても同様である。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(課税期間特例選択届出書の効力)</p> <p>3 - 3 - 1 法第19条第1項第3号又は第4号《課税期間の特例》に規定する届出書（以下<u>3 - 3 - 4</u>までにおいて「課税期間特例選択届出書」という。）を提出して課税期間の特例制度を適用している事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が3,000万円以下となったことにより、免税事業者となった場合においても、同条第3項《課税期間の特例の選択不適用》に規定する届出書を提出した場合を除き、課税期間特例選択届出書の効力は失われないのであるから留意する。</p> <p><u>(相続があった場合の課税期間特例選択届出書の効力等)</u></p> <p><u>3 - 3 - 2 相続があった場合における法第19条第1項第3号《課税期間の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。</u></p>	<p>となることに留意する。この場合において、当該課税期間の翌課税期間は、同法第14条第1号《解散の場合のみなし事業年度》に規定する解散の日の翌日からその事業年度の末日（同日までに残余財産が確定した場合は、その確定した日）までの期間となり、その期間が3月を超える場合は3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間）となる。</p> <p>(注) 1 内国法人である協同組合等若しくは普通法人が法第14条第4号《継続》に掲げる場合又は外国法人が同条第5号若しくは第6号《みなし事業年度》に掲げる場合に該当し、当該各号に掲げる期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなされた場合においても同様である。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(課税期間特例選択届出書の効力)</p> <p>3 - 3 - 1 法第19条第1項第3号又は第4号《課税期間の特例》に規定する届出書（以下<u>3 - 3 - 1</u>において「課税期間特例選択届出書」という。）を提出して課税期間の特例制度を適用している事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が3,000万円以下となったことにより、免税事業者となった場合においても、同条第3項《課税期間の特例の選択不適用》に規定する届出書を提出した場合を除き、課税期間特例選択届出書の効力は失われないのであるから留意する。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(1) 被相続人が提出した課税期間特例選択届出書の効力は、相続により当該被相続人の事業を承継した相続人には及ばない。したがって、当該相続人が法第19条第1項第3号の規定の適用を受けようとするときは、新たに課税期間特例選択届出書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 事業を営んでいない相続人が相続により被相続人の事業を承継した場合又は個人事業者である相続人が相続により法第19条第1項第3号の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合において、当該相続人が相続があった日の属する期間（法第19条第1項第3号に定める期間をいう。以下3 - 3 - 2において同じ。）中に課税期間特例選択届出書を提出したときは、当該期間は、令第41条第1号《事業を開始した日の属する期間》又は第2号《相続があった日の属する期間》に規定する期間に該当する。</u></p> <p><u>（合併があった場合の課税期間特例選択届出書の効力等）</u></p> <p><u>3 - 3 - 3 合併があった場合における法第19条第1項第4号《課税期間の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 被合併法人が提出した課税期間特例選択届出書の効力は、法第11条第1項《吸収合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第3項《新設合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する合併により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が法第19条第1項第4号の規定の適用を受けようとするときは、新たに課税期間特例選択届出書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 法人が、合併（法第11条第3項に規定する</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>合併をいう。)</u>によりその事業を承継した場合又は合併(法第11条第1項に規定する合併をいう。)により法第19条第1項第4号の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合において、当該法人が合併があった日の属する期間(法第19条第1項第4号に定める期間をいう。以下3-3-4までにおいて同じ。)中に課税期間特例選択届出書を提出したときは、当該期間は、令第41条第1号《事業を開始した日の属する期間》又は第3号《合併があった日の属する期間》に規定する期間に該当する。</p> <p>(分割があった場合の課税期間特例選択届出書の効力等)</p> <p><u>3-3-4 分割があった場合における法第19条第1項第4号《課税期間の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>分割法人が提出した課税期間特例選択届出書の効力は、分割により当該分割法人の事業を承継した分割承継法人には及ばない。したがって、当該分割承継法人が法第19条第1項第4号の規定の適用を受けようとするときは、新たに課税期間特例選択届出書を提出しなければならない。</u></p> <p>(注) <u>法第12条第7項第2号又は第3号《分割等の意義》に該当する分割等により新設分割親法人の事業を引き継いだ新設分割子法人についても同様である。</u></p> <p>(2) <u>法人が、新設分割によりその事業を承継した場合又は吸収分割により法第19条第1項第4号の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合において、当該法人が新設分割又は吸収分割があった日の属する期間中に課税期間特例選択届出書を提出したときは、当該期間は、令第41条第1号《事業を開</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>始した日の属する期間</u>又は第4号《<u>吸収分割があった日の属する期間</u>》に規定する期間に該当する。</p> <p>(信託契約に基づき財産を信託会社に移転する行為等)</p> <p>4 - 2 - 1 信託契約に基づき、事業者である委託者がその財産を信託会社に移転する行為又は信託会社が当該委託者又は当該信託契約に係る<u>受益者</u>に信託財産を移転する行為は、原則として、資産の譲渡等には該当しない。</p> <p>(注)事業者が事業として行う令第2条第1項第3号<u>及び第4号</u>《資産の譲渡等の範囲》に定める行為は、資産の譲渡等に該当することに留意する。</p> <p>(金銭以外の資産の出資の範囲)</p> <p>5 - 1 - 6 令第2条第1項第2号《金銭以外の資産の出資》に規定する「金銭以外の資産の出資」には、<u>法第12条第7項第3号《分割等の意義》</u>に該当する金銭出資により設立した法人に<u>同号の契約に基づく</u>金銭以外の資産を譲渡する形態により行われるものは含まれないのであるから留意する。</p> <p>したがって、<u>この場合</u>における当該金銭以外の資産の譲渡に係る対価の額は、当該譲渡について現実に対価として收受し、又は收受すべき金額となる。</p> <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6 - 2 - 1 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>イ~ロ (省 略)</p> <p>ハ 農林中央金庫の発行する農林債券その他の特別の法律により法人の発行する債券 (<u>二及びル</u>に掲げるものを除く。)</p>	<p>(信託契約に基づき財産を信託会社に移転する行為)</p> <p>4 - 2 - 1 信託契約に基づき、事業者である委託者がその財産を信託会社に移転する行為又は信託会社が当該委託者に信託財産を移転する行為は、原則として、資産の譲渡等には該当しない。</p> <p>(注)事業者が事業として行う令第2条第1項第3号《資産の譲渡等の範囲》に定める行為は、資産の譲渡等に該当することに留意する。</p> <p>(金銭以外の資産の出資の範囲)</p> <p>5 - 1 - 6 令第2条第1項第2号《金銭以外の資産の出資》に規定する「金銭以外の資産の出資」には、<u>1 - 5 - 11に規定する</u>金銭出資により設立した法人に金銭以外の資産を譲渡する形態により行われるもの (<u>以下「変態現物出資」という。</u>)は含まれないのであるから留意する。</p> <p>したがって、<u>変態現物出資</u>における金銭以外の資産の譲渡に係る対価の額は、当該譲渡について現実に対価として收受し、又は收受すべき金額となる。</p> <p>(非課税の対象となる有価証券等の範囲)</p> <p>6 - 2 - 1 (同 左)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>イ~ロ (同 左)</p> <p>ハ 農林中央金庫の発行する農林債券その他の特別の法律により法人の発行する債券 (<u>三</u>に掲げるものを除く。)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ニ <u>資産の流動化に関する法律</u>（以下 6 - 2 - 1 及び 6 - 2 - 1 の 3 において「<u>資産流動化法</u>」という。）に規定する特定社債券</p> <p>ホ～ト （省 略）</p> <p>チ <u>資産流動化法に規定する優先出資証券</u>（<u>単位未満優先出資証券を含む。以下 6 - 2 - 1 において同じ。</u>）又は<u>新優先出資引受権を表示する証券</u></p> <p>リ （省 略）</p> <p>ヌ <u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>（以下 6 - 2 - 1 において「<u>投資信託法</u>」という。）に規定する<u>投資信託又は外国投資信託の受益証券</u></p> <p>ル <u>投資信託法に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券</u></p> <p>ヲ （省 略）</p> <p>ヅ <u>資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券</u></p> <p>カ <u>コマーシャルペーパー</u>（証券取引法第 2 条に規定する定義に関する省令第 1 条《証券取引法の有価証券》に規定するコマーシャルペーパー（以下「<u>CP</u>」という。））</p> <p>ク 外国債、海外 CP など外国又は外国法人の発行する証券又は証書でイからリまで又は<u>ヲからカまでの性質を有するもの</u></p> <p>ク 外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの</p> <p>ケ オプションを表示する証券又は証書</p> <p>コ 預託証券</p> <p>ク 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、指名債権でないもの）の預金証書のうち外国法人が発行するもの</p> <p>(2) （省 略）</p>	<p>ニ <u>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律</u>（以下 6 - 2 - 1 及び 6 - 2 - 1 の 3 において「<u>S P C 法</u>」という。）に規定する特定社債券</p> <p>ホ～ト （同 左）</p> <p>チ <u>S P C 法に規定する優先出資証券</u></p> <p>リ （同 左）</p> <p>ヌ <u>証券投資信託及び証券投資法人に関する法律</u>（以下 6 - 2 - 1 において「<u>証券投資法</u>」という。）に規定する<u>証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券</u></p> <p>ル <u>証券投資法に規定する投資証券又は外国投資証券</u></p> <p>ヲ （同 左）</p> <p>ヅ <u>コマーシャルペーパー</u>（証券取引法第 2 条に規定する定義に関する省令第 1 条《証券取引法の有価証券》に規定するコマーシャルペーパー（以下「<u>CP</u>」という。））</p> <p>カ 外国債、海外 CP など外国又は外国法人の発行する証券又は証書でイからリまで又は<u>ヲ若しくはク</u>の性質を有するもの</p> <p>ク 外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの</p> <p>ケ オプションを表示する証券又は証書</p> <p>コ 預託証券</p> <p>ク 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、指名債権でないもの）の預金証書のうち外国法人が発行するもの</p> <p>(2) （同 左）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>イ (1) <u>イからタ</u>までに掲げる有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないもの</p> <p>ロ <u>株式の引受けによる権利及び優先出資法、資産流動化法又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第1条《特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正》の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下6-2-1及び6-2-1の3において「旧資産流動化法」という。）の規定による優先出資の引受けによる権利</u></p> <p>ハ～ホ（省略）</p> <p>（注）1（省略）</p> <p>2 (2)イには、例えば、令第1条第2項第3号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等、株券の発行がない株式、新株引受権、優先出資法又は<u>資産流動化法に規定する優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資法に規定する優先出資引受権及び証券投資法に規定する投資証券の発行がない投資口が該当する。</u></p> <p><u>（協同組織金融機関の優先出資に関する法律又は資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利の意義）</u></p> <p>6-2-1の3 令第9条第1項第2号《有価証券に類するものの範囲等》に規定する「協同組織金融機関の優先出資に関する法律、<u>資産の流動化に関する法律又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第1条《特定目的会社による資産の流動化に関する法律の一部改正》の規定による改正前</u></p>	<p>イ (1) <u>イからヨ</u>までに掲げる有価証券に表示されるべき権利で有価証券が発行されていないもの</p> <p>ロ <u>株式の引受けによる権利並びに優先出資法及びS P C法の規定による優先出資の引受けによる権利</u></p> <p>ハ～ホ（同左）</p> <p>（注）1（同左）</p> <p>2 (2)イには、例えば、令第1条第2項第3号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等、株券の発行がない株式、新株引受権、優先出資法及び<u>S P C法に規定する優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資法に規定する優先出資引受権並びに証券投資法に規定する投資証券の発行がない投資口が該当する。</u></p> <p><u>（協同組織金融機関の優先出資に関する法律及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利の意義）</u></p> <p>6-2-1の3 令第9条第1項第2号《有価証券に類するものの範囲等》に規定する「協同組織金融機関の優先出資に関する法律及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利」とは、優先出資の申込みに対する割当てがあった日の翌日から、優先出資法の規定による優先出</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定による優先出資の引受けによる権利</u>とは、優先出資の申込みに対する割当てがあった日の翌日から、優先出資法の規定による優先出資の引受けによる権利にあってはその払込期日まで、<u>資産流動化法又は旧資産流動化法</u>の規定による優先出資の引受けによる権利にあってはその優先出資の発行に係る事項の登記の日の前日までの間における優先出資者の地位をいう。</p> <p>(金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等)</p> <p>6 - 3 - 1 (省 略)</p> <p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>(3) 合同運用信託又は<u>所法第 2 条第 1 項第 15 号《定義》に規定する公社債投資信託若しくは同項第 15 号の 2 《定義》に規定する公社債等運用投資信託の信託報酬</u></p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5) 合同運用信託、<u>投資信託、特定目的信託又は特定公益信託等の収益の分配金</u></p> <p>(6) ~ (17) (省 略)</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6 - 7 - 5 (省 略)</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>イ <u>生活保護法に規定する</u>救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で<u>入所させて</u>生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業</p> <p>ロ <u>児童福祉法に規定する</u>乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施</p>	<p>資の引受けによる権利にあってはその払込期日まで、<u>S P C 法</u>の規定による優先出資の引受けによる権利にあってはその優先出資の発行に係る事項の登記の日の前日までの間における優先出資者の地位をいう。</p> <p>(金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等)</p> <p>6 - 3 - 1 (同 左)</p> <p>(1) ~ (2) (同 左)</p> <p>(3) 合同運用信託又は<u>公社債投資信託 (株式又は出資に対する投資として運用しないものに限る。)</u>の信託報酬</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>(5) 合同運用信託、<u>証券投資信託又は特定公益信託等の収益の分配金</u></p> <p>(6) ~ (17) (同 左)</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6 - 7 - 5 (同 左)</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業</p> <p>イ <u>生活保護法にいう</u>救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で<u>収容して</u>生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業</p> <p>ロ <u>児童福祉法にいう</u>乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒</p>

改 正 後	改 正 前
<p>設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業</p> <p>ハ 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業</p> <p>ニ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設を経営する事業（身体障害者授産施設を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ホ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通勤寮を経営する事業（知的障害者授産施設を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ヘ 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業</p> <p>ト 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業（授産施設を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ （省 略）</p> <p>ロ 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>ハ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭居宅介護等事業又は寡婦居宅介護等事業、</p>	<p>障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業</p> <p>ハ 老人福祉法にいう養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業</p> <p>ニ 身体障害者福祉法にいう身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設を経営する事業（身体障害者授産施設を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ホ 知的障害者福祉法にいう知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通勤寮を経営する事業（知的障害者授産施設を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ヘ 売春防止法にいう婦人保護施設を経営する事業</p> <p>ト 公益質屋又は授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業（授産施設を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ （同 左）</p> <p>ロ 児童福祉法にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業、同法にいう助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>ハ 母子及び寡婦福祉法にいう母子家庭居宅介護等事業又は寡婦居宅介護等事業、同法</p>

改正後	改正前
<p>同法に規定する母子福祉施設を経営する事業及び父子家庭居宅介護等事業（現に児童を扶養している配偶者のない男子がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じた場合に、その者につきその者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他日常生活上の便宜を供与する事業であって、母子家庭居宅介護等事業その他これに類する事業を経営する者が行うものをいう。）</p> <p>ニ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業</p> <p>ホ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、<u>身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業又は手話通訳事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を</u>経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p>ヘ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅介護等事業、<u>知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業又は知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを</u>経営する事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p>ト 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業（精神障害者社会復帰施設（同</p>	<p><u>にいう</u>母子福祉施設を経営する事業及び父子家庭居宅介護等事業（現に児童を扶養している配偶者のない男子がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じた場合に、その者につきその者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他日常生活上の便宜を供与する事業であって、母子家庭居宅介護等事業その他これに類する事業を経営する者が行うものをいう。）</p> <p>ニ 老人福祉法に<u>いう</u>老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業及び同法に<u>いう</u>老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業</p> <p>ホ 身体障害者福祉法に<u>いう</u>身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業<u>又は身体障害者短期入所事業、同法にいう</u>身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p>ヘ 知的障害者福祉法に<u>いう</u>知的障害者居宅介護等事業、<u>知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活援助事業及び知的障害者の</u>更生相談に応ずる事業</p> <p>ト 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に<u>いう</u>精神障害者社会復帰施設を経営する事業（精神障害者社会復帰施設（同法第</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第50条の2第1項第2号《精神障害者社会復帰施設の種類》に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場に限る。)を営む事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。)及び同法に規定する精神障害者地域生活援助事業</p> <p>チ～リ (省 略)</p> <p>ヌ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業</p> <p>ル 隣保事業(隣保館等の施設を設け、<u>無料又は低額な料金でこれを利用させることその他の近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。</u>)</p> <p>ロ <u>福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(第一種社会福祉事業及びイ～ルの事業において提供されるものに限る。))の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)</u></p> <p>リ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(児童福祉施設の取扱い)</p> <p>6 - 7 - 7 児童福祉法第7条《児童福祉施設》に規定する児童福祉施設を営む事業のう</p>	<p>50条の2第1項第2号《精神障害者社会復帰施設の種類》に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場に限る。)を営む事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。)及び同法にいう精神障害者地域生活援助事業</p> <p>チ～リ (同 左)</p> <p>ヌ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用させる事業</p> <p>ル 隣保事業(隣保館等の施設を設け、<u>その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。</u>)</p> <p>ロ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(児童福祉施設の取扱い)</p> <p>6 - 7 - 7 児童福祉法第7条《児童福祉施設》に規定する児童福祉施設を営む事業のう</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ち、<u>社会福祉法</u>第2条第2項第2号及び第3項第2号《定義》の規定に該当するものについては、法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》の規定に該当し、また、<u>社会福祉法</u>第2条第4項第4号《社会福祉事業から除かれるものの範囲》の規定により社会福祉事業に含まれないものについては、令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》の規定に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>(学校教育関係の非課税範囲)</p> <p>6 - 11 - 1 (省 略)</p> <p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>イ ~ へ (省 略)</p> <p>(4) <u>次に掲げる施設を設置する者が当該施設における教育(職業訓練を含む。)</u>として行う役務の提供で、(3)のイからへまでの要件に該当するもの</p> <p>イ <u>独立行政法人農業者大学校法に規定する独立行政法人農業者大学校、独立行政法人水産大学校法に規定する独立行政法人水産大学校、独立行政法人海技大学校法に規定する独立行政法人海技大学校、独立行政法人海員学校法に規定する独立行政法人海員学校及び独立行政法人航空大学校法に規定する独立行政法人航空大学校</u></p> <p>ロ <u>職業能力開発促進法に規定する職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校(職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校にあっては、国若しくは地方公共団体又は職業訓練法人が設置するものに限る。)</u></p> <p>ハ <u>厚生労働省令に規定する国立看護大学校</u></p>	<p>ち、<u>社会福祉事業法</u>第2条第2項第2号及び第3項第2号《定義》の規定に該当するものについては、法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》の規定に該当し、また、<u>社会福祉事業法</u>第2条第4項第4号《社会福祉事業から除かれるものの範囲》の規定により社会福祉事業に含まれないものについては、令第14条の3第1号《社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲》の規定に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>(学校教育関係の非課税範囲)</p> <p>6 - 11 - 1 (同 左)</p> <p>(1) ~ (2) (同 左)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>イ ~ へ (同 左)</p> <p>(4) <u>農林水産省設置法若しくは国土交通省設置法に規定する文教研修施設(海技大学校、海員学校、航空大学校、農業者大学校及び水産大学校)又は職業能力開発促進法に規定する職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発校を設置する者(職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校にあっては国、地方公共団体又は職業訓練法人に限る。)</u>が当該施設における教育(職業訓練を含む。)<u>として行う役務の提供で、(3)のイからへまで(ただし、文教研修施設にあっては、二の「年2回」は「年3回」と読み替えるものとする。)</u>の要件に該当するもの</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(注) イに掲げる施設にあっては、(3)の二の「年2回」は「年4回」とされている。</u></p> <p>(有価証券等の譲渡の時期)</p> <p>9 - 1 - 17 有価証券(証券取引法第2条第1項《有価証券の定義》に規定する有価証券をいう。)及び令第9条第1項第3号から第5号まで《有価証券に類するものの範囲等》に規定する有価証券に類するもののうち証券又は証書が発行されているものの譲渡の時期は、別に定めるものを除き、その引渡しがあった日とする。</p> <p><u>(注) 法人が有価証券(法第2条第21号《定義》に規定する有価証券をいう。)を譲渡した場合の資産の譲渡の時期について、法第61条の2第1項《有価証券の譲渡損益の益金算入等》に規定する「その譲渡に係る契約をした日」としている場合には、これを認める。</u></p> <p>(合同運用信託等の資産の譲渡等の時期)</p> <p>9 - 1 - 29 法第14条第1項ただし書《信託財産に係る資産の譲渡等の帰属》に規定する合同運用信託、<u>投資信託、特定目的信託等</u>については、委託者(委託者の指定等により当該信託に係る収益の分配を受けることとなる受益者を含む。以下9 - 1 - 29において同じ。)から信託を受けた信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む。以下9 - 1 - 29において同じ。)が信託財産に係る資産の譲渡等を行ったこととなるから、当該信託会社の資産の譲渡等の時期については、当該資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容に応じて判定することとなる。</p> <p>ただし、当該信託会社の課税期間と当該信託会社における個々の信託の計算期間とが異なる場合において、当該課税期間中にその計算期間の末日が到来した信託についてその計算期間中</p>	<p>(有価証券等の譲渡の時期)</p> <p>9 - 1 - 17 有価証券(証券取引法第2条第1項《有価証券の定義》に規定する有価証券をいう。)及び令第9条第1項第3号から第5号まで《有価証券に類するものの範囲等》に規定する有価証券に類するもののうち証券又は証書が発行されているものの譲渡の時期は、別に定めるものを除き、その引渡しがあった日とする。</p> <p>(合同運用信託等の資産の譲渡等の時期)</p> <p>9 - 1 - 29 法第14条第1項ただし書《信託財産に係る資産の譲渡等の帰属》に規定する合同運用信託、<u>証券投資信託等</u>については、委託者(委託者の指定等により当該信託に係る収益の分配を受けることとなる受益者を含む。以下9 - 1 - 29において同じ。)から信託を受けた信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む。以下9 - 1 - 29において同じ。)が信託財産に係る資産の譲渡等を行ったこととなるから、当該信託会社の資産の譲渡等の時期については、当該資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容に応じて判定することとなる。</p> <p>ただし、当該信託会社の課税期間と当該信託会社における個々の信託の計算期間とが異なる場合において、当該課税期間中にその計算期間の末日が到来した信託についてその計算期間中</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に行われた資産の譲渡等のすべてを当該課税期間における資産の譲渡等としているときは、継続適用を条件としてこれを認める。</p> <p>(長期割賦販売等に係る特例の適用関係)</p> <p>9 - 3 - 1 法第16条《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定は、長期割賦販売等に係る資産の譲渡等につき所法第65条《延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期》若しくは第132条《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》又は<u>法第63条</u>《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用を受ける場合に限り適用することができるのであるが、これらの規定の適用を受ける場合であっても、長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期をその引渡し等のあった日によることとするとは差し支えないことに留意する。</p> <p>(法人が行う長期割賦販売等の範囲)</p> <p>9 - 3 - 2 法第16条第1項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する「長期割賦販売等」には、法人である事業者が行う次に掲げる金額の受領に係る取引で<u>法第63条</u>第2項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》に定める長期割賦販売等の要件に該当するものが含まれるものとする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(工事の請負に係る特例の適用関係)</p> <p>9 - 4 - 1 法第17条《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定は、工事の請負に係る譲渡等につき所法第66条《工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期》又は<u>法第64条</u>《工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用を受ける場合に限り適用す</p>	<p>に行われた資産の譲渡等のすべてを当該課税期間における資産の譲渡等としているときは、継続適用を条件としてこれを認める。</p> <p>(長期割賦販売等に係る特例の適用関係)</p> <p>9 - 3 - 1 法第16条《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定は、長期割賦販売等に係る資産の譲渡等につき所法第65条《延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期》若しくは第132条《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》又は<u>法第62条</u>《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用を受ける場合に限り適用することができるのであるが、これらの規定の適用を受ける場合であっても、長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期をその引渡し等のあった日によることとするとは差し支えないことに留意する。</p> <p>(法人が行う長期割賦販売等の範囲)</p> <p>9 - 3 - 2 法第16条第1項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する「長期割賦販売等」には、法人である事業者が行う次に掲げる金額の受領に係る取引で<u>法第62条</u>第2項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》に定める長期割賦販売等の要件に該当するものが含まれるものとする。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(工事の請負に係る特例の適用関係)</p> <p>9 - 4 - 1 法第17条《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定は、工事の請負に係る譲渡等につき所法第66条《工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期》又は<u>法第63条</u>《工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用を受ける場合に限り適用す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ることができるのであるが、これらの規定の適用を受ける場合であっても、工事の請負に係る資産の譲渡等の時期をその引渡しのあった日によることとするとは差し支えないことに留意する。</p> <p>(注) 所得税又は法人税の所得金額の計算上、工事進行基準によらなければならない長期大規模工事の場合であっても、資産の譲渡等の時期をその引渡しのあった日によることとするとは差し支えない。</p> <p>(長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い)</p> <p>9 - 4 - 2 事業者が所基通66 - 8《長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い》又は<u>法基通2 - 4 - 19</u>《長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い》により工事進行基準の方法により経理することが認められる工事については、法第17条第2項本文《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(外貨建取引に係る対価)</p> <p>10 - 1 - 7 外貨建ての取引に係る資産の譲渡等の対価の額は、所得税又は法人税の課税所得金額の計算において外貨建ての取引に係る売上金額その他の収入金額につき円換算して計上すべきこととされている金額によるものとする。</p> <p>(注) 1 外貨建取引の円換算に係る法人税の取扱いについては、<u>法基通13の2 - 1 - 1</u>から<u>13の2 - 2 - 19</u>まで《外貨建取引の換算等》において定められている。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 <u>法第61条の9第1項第1号</u>《外貨建</p>	<p>ることができるのであるが、これらの規定の適用を受ける場合であっても、工事の請負に係る資産の譲渡等の時期をその引渡しのあった日によることとするとは差し支えないことに留意する。</p> <p>(注) 所得税又は法人税の所得金額の計算上、工事進行基準によらなければならない長期大規模工事の場合であっても、資産の譲渡等の時期をその引渡しのあった日によることとするとは差し支えない。</p> <p>(長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い)</p> <p>9 - 4 - 2 事業者が所基通66 - 8《長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い》又は<u>法基通2 - 3 - 18</u>《長期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い》により工事進行基準の方法により経理することが認められる工事については、法第17条第2項本文《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(外貨建取引に係る対価)</p> <p>10 - 1 - 7 外貨建ての取引に係る資産の譲渡等の対価の額は、所得税又は法人税の課税所得金額の計算において外貨建ての取引に係る売上金額その他の収入金額につき円換算して計上すべきこととされている金額によるものとする。</p> <p>(注) 1 外貨建取引の円換算に係る法人税の取扱いについては、<u>法基通13の2 - 1 - 1</u>から<u>13の2 - 2 - 11</u>まで《外貨建債権債務の換算等》において定められている。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 <u>法令第139条の2第1号及び第2号</u></p>

改正後	改正前
<p><u>資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等</u>》に規定する外貨建債権、債務に係る為替換算差損益又は為替差損益は、資産の譲渡等の対価の額又は課税仕入れに係る支払対価の額に含まれないことに留意する。</p> <p>(新規に開業をした事業者の仕入税額控除)</p> <p>11 - 1 - 7 法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用があるのは、課税事業者に限られるのであるから、新たに事業を開始した個人事業者（法第10条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。）又は新たに設立した法人（法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、<u>第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》</u>又は第12条の2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。）は、法第9条第4項《小規模事業者に係る納税義務の免除の不適用》の規定により課税事業者を選択しない限り、課税仕入れ等の税額を控除することはできないのであるから留意する。</p> <p><u>(相続等により課税事業者となった場合の仕入税額控除)</u></p> <p>11 - 1 - 8 法第9条第1項本文《<u>小規模事業者に係る納税義務の免除</u>》の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、<u>法第10条第1項《相続があった場合の納税義務の免除の特例》、第11条第1項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》</u>又は第12条第1項若しくは第5項《<u>分割等があった場合の納税義務の免除の特例</u>》の規定により、その課税期間の中途において法第9条第1項本文の規定の適用を受けないこととなった場合には、その適用を受</p>	<p><u>《外貨建債権債務の意義》</u>に規定する外貨建債権、債務に係る為替換算差損益又は為替差損益は、資産の譲渡等の対価の額又は課税仕入れに係る支払対価の額に含まれないことに留意する。</p> <p>(新規に開業をした事業者の仕入税額控除)</p> <p>11 - 1 - 7 法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用があるのは、課税事業者に限られるのであるから、新たに事業を開始した個人事業者（法第10条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。）又は新たに設立した法人（法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、<u>法第12条《分割があった場合の納税義務の免除の特例》</u>又は<u>法第12条の2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》</u>の規定の適用を受ける者を除く。）は、法第9条第4項《小規模事業者に係る納税義務の免除の不適用》の規定により課税事業者を選択しない限り、課税仕入れ等の税額を控除することはできないのであるから留意する。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>けないこととなった日から同日の属する課税期間の末日までの期間について、法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》及び法第32条《仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定を適用することとなるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 法第12条第1項の規定により、その課税期間の中途において法第9条第1項本文の規定の適用を受けないこととなった場合は、法第12条第7項第3号《分割等の意義》に該当する分割等による設立がこれに該当する。</u></p> <p>(課税仕入れを行った日の意義)</p> <p>11 - 3 - 1 <u>法第30条第1項第1号《仕入れに係る消費税額の控除》</u>に規定する「課税仕入れを行った日」とは、課税仕入れに該当することとされる資産の譲受け若しくは借受けをした日又は役務の提供を受けた日をいうのであるが、これらの日がいつであるかについては、別に定めるものを除き、第9章《資産の譲渡等の時期》の取扱いに準ずる。</p> <p>(課税貨物を引き取った日の意義)</p> <p>11 - 3 - 9 <u>法第30条第1項第2号《仕入れに係る消費税額の控除》</u>に規定する「課税貨物を引き取った日」とは、関税法第67条《輸出又は輸入の許可》に規定する輸入の許可を受けた日をいう。</p> <p>なお、関税法第73条第1項《輸入の許可前における貨物の引取》に規定する承認を受けて課税貨物を引き取った場合における法第30条第1項の規定の適用は、実際に当該課税貨物を引き取った日の属する課税期間となるのであるが、令第46条第1項《輸入の許可前に引き取る課税貨物に係る消費税額の控除の時期の特例》の規</p>	<p>(課税仕入れを行った日の意義)</p> <p>11 - 3 - 1 <u>法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》</u>に規定する「課税仕入れを行った日」とは、課税仕入れに該当することとされる資産の譲受け若しくは借受けをした日又は役務の提供を受けた日をいうのであるが、これらの日がいつであるかについては、別に定めるものを除き、第9章《資産の譲渡等の時期》の取扱いに準ずる。</p> <p>(課税貨物を引き取った日の意義)</p> <p>11 - 3 - 9 <u>法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》</u>に規定する「課税貨物を引き取った日」とは、関税法第67条《輸出又は輸入の許可》に規定する輸入の許可を受けた日をいう。</p> <p>なお、関税法第73条第1項《輸入の許可前における貨物の引取》に規定する承認を受けて課税貨物を引き取った場合における法第30条第1項の規定の適用は、実際に当該課税貨物を引き取った日の属する課税期間となるのであるが、令第46条第1項《輸入の許可前に引き取る課税貨物に係る消費税額の控除の時期の特例》の規定によることもできるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>定によることもできるのであるから留意する。 また、関税法第77条第5項《郵便物の関税の納付等》の規定の適用を受ける郵便物を引き取った場合も同様である。</p> <p><u>(注) 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書（法第2条第1項第18号《定義》に規定する特例申告書をいう。以下11-3-9及び15-4-6において同じ。）を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日の属する課税期間において法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるから留意する。</u></p> <p>（現物出資に係る資産の取得）</p> <p>11-4-1 事業者が現物出資（令第2条第1項第2号《資産の譲渡等の範囲》に規定する金銭以外の資産の出資をいう。）により資産を取得した場合において、当該資産の取得が課税仕入れに該当するときにおけるその課税仕入れに係る支払対価の額は、現物出資を行った者との間で授受することとした株式（出資を含む。）の交付（持分を明らかにして株券等を交付しない場合を含む。）の時における当該株式の価額に相当する金額（課税資産に対応する部分に限る。）となる。</p> <p><u>(注) 法第12条第7項第3号《分割等の意義》に該当する分割等により設立された新設分割子法人が、同号の契約に基づく金銭以外の資産の譲渡を受けた場合の課税仕入れに係る支払対価の額は、新設分割親法人との間で授受することとした金額のうち課税資産に対応する部分の金額となる。</u></p> <p><u>（相続等により課税事業者となった場合の課税売上割合の計算）</u></p> <p>11-5-3 <u>法第10条第1項《相続があった場合</u></p>	<p>また、関税法第77条第5項《郵便物の関税の納付等》の規定の適用を受ける郵便物を引き取った場合も同様である。</p> <p>（現物出資に係る資産の取得）</p> <p>11-4-1 事業者が現物出資（令第2条第1項第2号《資産の譲渡等の範囲》に規定する金銭以外の資産の出資をいう。）により資産を取得した場合において、当該資産の取得が課税仕入れに該当するときにおけるその課税仕入れに係る支払対価の額は、現物出資を行った者との間で授受することとした株式（出資を含む。）の交付（持分を明らかにして株券等を交付しない場合を含む。）の時における当該株式の価額に相当する金額（課税資産に対応する部分に限る。）となる。</p> <p><u>(注) 変態現物出資の場合の課税仕入れに係る支払対価の額は、変態現物出資を行った者との間で授受することとした金額のうち課税資産に対応する部分の金額となる。</u></p> <p><u>（相続又は合併により課税事業者となった場合の課税売上割合の計算）</u></p> <p>11-5-3 <u>相続人又は合併法人について、法第</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の納税義務の免除の特例》、第11条第1項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、第12条第1項又は第5項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用により、課税期間の中途において法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けないこととなった場合の相続人、合併法人、新設分割子法人又は分割承継法人の課税売上割合の計算については、次のとおり行うのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>相続があった日の属する課税期間における相続人の課税売上割合は、当該相続があった日の翌日から当該課税期間の末日までの間における資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を基礎として計算する。</u></p> <p>(2) <u>合併（法第11条第1項に規定する合併をいう。）があった日の属する課税期間における合併法人の課税売上割合は、当該合併があった日から当該課税期間の末日までの間における資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を基礎として計算する。</u></p> <p>(3) <u>法第12条第7項第3号《分割等の意義》に該当する分割等があった日の属する課税期間における新設分割子法人の課税売上割合は、同号の契約に基づく金銭以外の資産の譲渡が行われた日から当該課税期間の末日までの間における資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を基礎として計算する。</u></p> <p>(4) <u>吸収分割があった日の属する課税期間における分割承継法人の課税売上割合は、当該吸収分割があった日から当該課税期間の末日までの間における資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計</u></p>	<p><u>10条第1項《相続があった場合の納税義務の免除の特例》又は第11条第1項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用がある場合の当該相続人の相続があった日の翌日の属する課税期間又は当該合併法人の合併があった日の属する課税期間における課税売上割合は、当該相続のあった日の翌日からその年の12月31日まで又は当該合併があった日から当該合併法人の合併事業年度終了の日までの間における資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を基礎として計算するものとして取り扱う。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>額を基礎として計算する。</u></p> <p>(輸入品に係る仕入割戻し)</p> <p>12 - 1 - 5 <u>保税地域からの引取りに係る課税貨物</u>について、当該課税貨物の購入先から当該課税貨物の購入に係る割戻しを受けた場合の当該割戻しは、仕入れに係る対価の返還等に該当しない。</p> <p>(他の法律の規定により、還付を受ける場合の意義)</p> <p>12 - 1 - 13 法第32条第4項<u>《保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》</u>に規定する「他の法律の規定により、還付を受ける場合」には、例えば、輸徴法第15条第2項《変質、損傷等の場合の軽減又は還付》、第16条の3《輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付》又は第17条《違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付》の規定により消費税の還付を受ける場合が該当する。</p> <p>(還付を受ける日の意義)</p> <p>12 - 1 - 14 法第32条第4項本文<u>《保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》</u>に規定する「還付を受ける日」とは、還付を受けることができる事実が発生した後において、当該事実について還付を受ける消費税額が確定した日をいうものとする。</p> <p><u>(金銭出資により設立した法人が課税事業者となる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整)</u></p> <p>12 - 6 - 5 法第36条第1項<u>《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》</u>の規定は、法第12条第7項第</p>	<p>(輸入品に係る仕入割戻し)</p> <p>12 - 1 - 5 <u>保税地域から引き取った課税貨物</u>について、当該課税貨物の購入先から当該課税貨物の購入に係る割戻しを受けた場合の当該割戻しは、仕入れに係る対価の返還等に該当しない。</p> <p>(他の法律の規定により、還付を受ける場合の意義)</p> <p>12 - 1 - 13 法第32条第4項<u>《保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》</u>に規定する「他の法律の規定により、還付を受ける場合」には、例えば、輸徴法第15条第2項《変質、損傷等の場合の軽減又は還付》、第16条の3《輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付》又は第17条《違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付》の規定により消費税の還付を受ける場合が該当する。</p> <p>(還付を受ける日の意義)</p> <p>12 - 1 - 14 法第32条第4項本文<u>《保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》</u>に規定する「還付を受ける日」とは、還付を受けることができる事実が発生した後において、当該事実について還付を受ける消費税額が確定した日をいうものとする。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>3号《分割等の意義》に該当する分割等により設立された新設分割子法人が、同条第1項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定により法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けないこととなった日の前日において、消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの（これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。）を有している場合にも適用がある。</u></p> <p><u>(注) 法第12条第7項第3号に該当する分割等により設立された新設分割子法人は、法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定の適用を受ける場合又は法第12条の2《基準期間がない法人の納税義務の免除》の規定の適用がある場合を除き、その設立の日から法第12条第7項第3号の契約に基づく金銭以外の資産の譲渡が行われた日の前日までの間は、消費税の納税義務が免除される。</u></p> <p>(削 除)</p>	<p><u>(仕入税額控除の特例の適用がない分割に係る課税期間)</u></p> <p><u>13 - 1 - 1 法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する「第12条第1項に規定する分割に係る同項の分割親法人又は分割子法人の政令で定める課税期間（以下この項において「分割に係る課税期間」という。）を除く。」についての令第55条《仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用がない分割に係る課税期間》の規定の趣旨は、次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 分割親法人の基準期間における課税売上高</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(合併法人等が簡易課税制度を選択する場合の基準期間の課税売上高の判定)</p> <p>13 - 1 - 2 <u>法第11条第1項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する合併又は法第12条第5項《吸収分割があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する吸収分割があった場合において、当該合併に係る合併法人又は当該吸収分割に係る分割承継法人の法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する基準期間における課税売上高が2億円を超えるかどうかは、当該合併法人又は当該分割承継法人の基準期間における課税売上高のみによって判定するのであるから留意する。</u></p> <p>(相続があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等)</p> <p>13 - 1 - 3 の 2 <u>相続があった場合における法第</u></p>	<p><u>が2億円を超えるかどうかについては、当該分割親法人と各分割子法人の課税売上高及び分割孫法人の課税売上高のすべてを合算した金額により判定する。</u></p> <p>(2) <u>分割子法人の基準期間における課税売上高が2億円を超えるかどうかについては、分割子法人と当該分割子法人の分割子法人である分割孫法人の課税売上高の合計額に分割親法人と他の分割子法人の課税売上高の合計額を加算した金額により判定する。</u></p> <p>(3) <u>分割孫法人の基準期間における課税売上高が2億円を超えるかどうかについては、当該分割孫法人の分割親法人に該当する分割子法人の課税売上高に分割親法人と他の分割子法人の課税売上高の合計額を加算した課税売上高を分割孫法人の課税売上高に加算した金額により判定する。</u></p> <p>(合併法人が簡易課税制度を選択する場合の基準期間の課税売上高の判定)</p> <p>13 - 1 - 2 <u>その課税期間中に法第11条第1項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する合併があった場合において、当該合併に係る合併法人が当該課税期間前の課税期間(当該合併に係る被合併法人が簡易課税制度の適用を受けていた場合は、当該課税期間)までに簡易課税制度選択届出書を提出しているときに当該課税期間以後の課税期間について簡易課税制度を適用できるかどうかは、当該合併法人の基準期間における課税売上高のみによって判定するのであるから留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 被相続人が提出した簡易課税制度選択届出書の効力は、相続により当該被相続人の事業を承継した相続人には及ばない。したがって、当該相続人が法第37条第1項の規定の適用を受けようとするときは、新たに簡易課税制度選択届出書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 事業を営んでいない相続人が相続により被相続人の事業を承継した場合又は個人事業者である相続人が相続により法第37条第1項の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合において、当該相続人が相続があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第56条第1号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第2号《相続があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。</u></p> <p><u>ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が3,000万円を超え、課税事業者</u> <u>に該当する個人事業者が相続により法第37条第1項の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合の当該課税期間は、令第56条第2号に規定する課税期間には該当しない。</u></p> <p><u>(合併があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等)</u></p> <p><u>13 - 1 - 3 の 3 合併があった場合における法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 被合併法人が提出した簡易課税制度選択届出書の効力は、法第11条第1項《吸収合併が</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>あった場合の納税義務の免除の特例》又は第3項《新設合併があった場合の納税義務の免除の特例》に規定する合併により当該被合併法人の事業を承継した合併法人には及ばない。したがって、当該合併法人が法第37条第1項の規定の適用を受けようとするときは、新たに簡易課税制度選択届出書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 法人が合併（法第11条第3項に規定する合併をいう。）によりその事業を承継した場合又は合併（法第11条第1項に規定する合併をいう。）により法第37条第1項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合において、当該法人が合併があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第56条第1号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第3号《合併があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。</u></p> <p><u>ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が3,000万円を超え、課税事業者に該当する法人が合併（法第11条第1項に規定する合併をいう。）により法第37条第1項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合の当該課税期間は、令第56条第3号に規定する課税期間には該当しない。</u></p> <p><u>（分割があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等）</u></p> <p><u>13 - 1 - 3 の 4 分割があった場合における法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 分割法人が提出した簡易課税制度選択届出書の効力は、分割により当該分割法人の事業を承継した分割承継法人には及ばない。した</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>がって、当該分割承継法人が法第37条第1項の規定の適用を受けようとするときは、新たに簡易課税制度選択届出書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(注) 法第12条第7項第2号又は第3号《分割等の意義》に該当する分割等により新設分割親法人の事業を引き継いだ新設分割子法人についても同様である。</u></p> <p><u>(2) 法人が、新設分割によりその事業を承継した場合又は吸収分割により法第37条第1項の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合において、当該法人が新設分割又は吸収分割があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、令第56条第1号《事業を開始した日の属する課税期間》又は第4号《吸収分割があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。</u></p> <p><u>ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が3,000万円を超え、課税事業者</u> <u>に該当する法人が吸収分割により法第37条第1項の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合の当該課税期間は、令第56条第4号に規定する課税期間には該当しない。</u></p> <p><u>(注) (2)の本文の場合においては、当該課税期間から法第37条第1項の規定が適用されるのであるが、分割等に係る新設分割子法人については、簡易課税制度選択届出書を提出している場合であっても、当該課税期間が令第55条《仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用がない分割等に係る課税期間》に規定するいずれかの課税期間に該当するときは、法第37条第1項の規定は適用されないのであるから留意する。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(事業を開始した課税期間の翌課税期間からの簡易課税制度の選択)</p> <p>13 - 1 - 5 事業者が簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、当該簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が2億円を超える課税期間及び<u>令第55条各号《仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用がない分割等に係る課税期間》</u>に規定する課税期間を除く。以下13 - 1 - 5において同じ。)について、簡易課税制度を選択できるのであるから、当該簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間が令第56条各号《事業を開始した日の属する課税期間等の範囲》に規定する課税期間に該当する場合であっても、当該課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択することもできることに留意する。</p> <p>(注) この場合、事業者は、当該簡易課税制度選択届出書において適用開始課税期間の初日の年月日を明確にしなければならない。</p> <p><u>(相続等があった場合の中間申告)</u></p> <p>15 - 1 - 1 課税事業者である個人事業者(法第19条第1項第3号《課税期間の短縮》の規定による届出書の提出されている個人事業者を除く。以下15 - 1 - 1において同じ。)が、相続により被相続人の事業を承継した場合であっても、当該個人事業者については、当該個人事業者の当該直前の課税期間に係る確定消費税額(法第42条第1項第1号、第4項第1号、第6項第1号又は第8項第1号《課税資産の譲渡等についての中間申告》に規定する消費税額をいう。以下この節において同じ。)に基づき法第42条第1項、第4項、第6項又は第8項の規定が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(注) <u>分割があった場合の分割承継法人につい</u></p>	<p>(事業を開始した課税期間の翌課税期間からの簡易課税制度の選択)</p> <p>13 - 1 - 5 事業者が簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、当該簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が2億円を超える課税期間及び<u>令第55条第1項《仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用がない分割に係る課税期間》</u>に規定する課税期間を除く。以下13 - 1 - 5において同じ。)について、簡易課税制度を選択できるのであるから、当該簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間が令第56条各号《事業を開始した日の属する課税期間等の範囲》に規定する課税期間に該当する場合であっても、当該課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択することもできることに留意する。</p> <p>(注) この場合、事業者は、当該簡易課税制度選択届出書において適用開始課税期間の初日の年月日を明確にしなければならない。</p> <p><u>(相続があった場合の中間申告)</u></p> <p>15 - 1 - 1 課税事業者である個人事業者(法第19条第1項第3号《課税期間の短縮》の規定による届出書の提出されている個人事業者を除く。以下15 - 1 - 1において同じ。)が、相続により被相続人の事業を承継した場合であっても、当該個人事業者については、当該個人事業者の当該直前の課税期間に係る確定消費税額(法第42条第1項第1号、第4項第1号、第6項第1号又は第8項第1号《課税資産の譲渡等についての中間申告》に規定する消費税額をいう。以下この節において同じ。)に基づき法第42条第1項、第4項、第6項又は第8項の規定が適用されるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ても同様である。</u></p> <p>(引取りに係る課税貨物についての申告)</p> <p>15 - 4 - 1 <u>法第47条第1項及び第2項《引取りに係る課税貨物についての申告等》に規定する引取りに係る課税貨物についての申告は、関税法第67条《輸出又は輸入の許可》に規定する輸入申告に併せて行うことになる。</u></p> <p><u>ただし、法第47条第1項に規定する者が、その引取りに係る課税貨物について関税法第7条の2第2項《特例申告》に規定する特例申告を行う場合には、法第47条第1項に規定する申告は、当該特例申告と併せて当該課税貨物の引取りの日の属する月の翌月末日までに行うことになる。</u></p> <p>(引取りに係る課税貨物についての納期限の延長)</p> <p>15 - 4 - 4 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 法第51条第1項の規定は、課税貨物を保税地域から引き取ろうとする者が、法第47条第1項《引取りに係る課税貨物についての申告等》の規定による申告書を同項の税関長に提出した場合において、その引取りの日までに納期限の延長を受けたい旨の申請書を当該税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべき消費税額の全部又は一部に<u>相当する額の担保</u>を提供したときに限り、<u>当該提供された担保の額を超えない範囲内において適用される。</u></p> <p><u>(特例申告書を提出した場合の引取りに係る課税貨物についての納期限の延長)</u></p> <p>15 - 4 - 6 <u>法第51条第3項《特例申告書を提出する場合の納期限の延長》に規定する引取りに</u></p>	<p>(引取りに係る課税貨物についての申告)</p> <p>15 - 4 - 1 <u>法第47条《引取りに係る課税貨物についての申告等》に規定する引取りに係る課税貨物についての申告は、関税法第67条《輸出又は輸入の許可》に規定する輸入申告に併せて行うことになる。</u></p> <p>(引取りに係る課税貨物についての納期限の延長)</p> <p>15 - 4 - 4 (同 左)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 法第51条第1項の規定は、課税貨物を保税地域から引き取ろうとする者が、法第47条第1項《引取りに係る課税貨物についての申告等》の規定による申告書を同項の税関長に提出した場合において、その引取りの日までに納期限の延長を受けたい旨の申請書を当該税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべき消費税額の全部又は一部に<u>相当する担保</u>を提供したときに限り適用される。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>係る課税貨物の納期限の延長については、次によるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>法第51条第3項の規定により引取りに係る課税貨物についての納期限を延長する期間は、当該課税貨物を保税地域から引き取った日の属する月の翌月末日の翌日から起算して計算する。</u></p> <p>(2) <u>法第51条第3項の規定は、特例申告書をその提出期限までに法第47条第1項《引取りに係る課税貨物についての申告等》の税関長に提出した者が、当該特例申告書の提出期限までに納期限の延長を受けたい旨の申請書を当該税関長に提出し、かつ、当該特例申告書に記載した納付すべき消費税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときに限り、当該提供された担保の額を超えない範囲内において適用される。</u></p> <p>(特別の法律により設立された法人の範囲)</p> <p>16 - 1 - 3 令第75条第1項第6号《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する「特別の法律により設立された法人」とは、<u>総務省設置法第4条第15号《所掌事務及び権限》</u>に規定する「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人」をいうものとする。</p>	<p>(特別の法律により設立された法人の範囲)</p> <p>16 - 1 - 3 令第75条第1項第6号《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する「特別の法律により設立された法人」とは、<u>総務庁設置法第4条第11号《所掌事務及び権限》</u>に規定する「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人」をいうものとする。</p>